

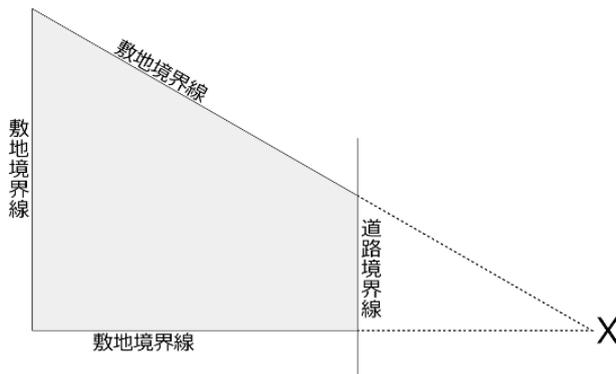
「上落合中央・三丁目地区地区計画」における 壁面の位置の制限の対面する敷地境界線との距離に関する基準

東京都市計画地区計画上落合中央・三丁目地区地区計画(平成 31 年新宿区告示第 228 号、以下「地区計画」という。)地区整備計画の部建築物等に関する事項の款壁面の位置の制限の項(以下「壁面の位置の制限の項」という。)第 4 号に規定する「区長が別に定めるところ」による、対面する敷地境界線との距離の算定方法を次のとおり定める。

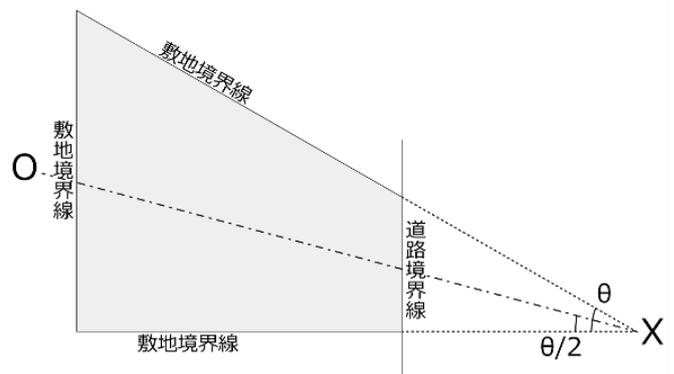
(対面する敷地境界線との距離の算定方法)

対面する敷地境界線との距離の算定方法は、次に示す方法とする。

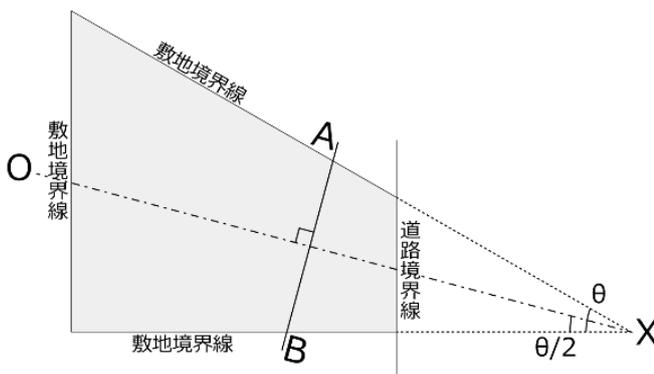
(1)対面する敷地境界線が交わるまで
それぞれの線を延長し、
その交点を X とする。



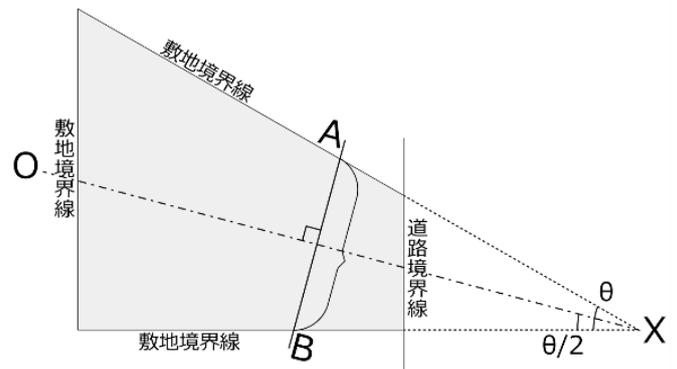
(2)交点 X から、角の二等分線を作図し線分 XO とする。



(3)線分 XO に対して垂直な線を作図し、
対面する敷地境界線との交点を
それぞれ A, B とする。



(4)線分 AB の距離を測定する。



附 則

この基準は平成 31 年 3 月 29 日から施行する。